

## 特区の動きについて

特区担当（本部事務局）

### 【国家戦略特区の最近の動き】

「国家戦略特別区域会議」において、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）と養父市について、区域計画に追加される規制改革事項等が取りまとめられ、内閣総理大臣から認定を受けた（平成30年3月9日、6月14日）。

### 【「関西圏国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項】

#### ■課税の特例措置活用事業（設備投資に係る課税の特例）

→株式会社ジーンデザイン（大阪府茨木市）が核酸医薬原薬の大量製造を可能とする新しい製造技術の研究開発を行う。

#### ■国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（旅館業法の特例）

→大阪府松原市（市街化区域のうち工業専用地域を除く全地域）が外国人滞在施設経営事業を行う区域に追加。

#### ■国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業（医療法施行規則の特例）

→京都大学医学部附属病院が同院のMRI室において可搬型PET装置を用いた撮影を行う。

#### ■国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

（外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）

→特定機関の基準を満たす企業が京都府全域において外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。

#### ■地域農畜産物利用促進事業（農家レストラン設置に係る特例）

→兵庫県赤穂市、淡路市及び三木市において、認定を受けた事業者が地域の農畜産物を活用した農家レストランを設置する。

### 【「養父市 国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項】

#### ■法人農地取得事業（企業による農地取得に係る農地法の特例）

→株式会社マイハニーが獣害防護檻を整備した養蜂箱を設置している農地の取得を行う。

#### ■国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

（テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例）

→養父市全域において登録を受けた薬局開設者が遠隔診療で交付された処方箋に基づき患者に対してテレビ電話等で服薬指導を行う。